動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成二十五年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定に傍線を付した部分を加える。

改正後			
別表第１（第２条、第４条及び第５条関係）			
動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
（略）	（略）	（略）	（略）
マルボフロキサシンを有効成分とする注射剤（１mL当たりマルボフロキサシン100mg以下を含有するものに限る。）	（略）	（略）	（略）
マルボフロキサシンを有効成分とする注射剤（前項に掲げるものを除く。）	牛	１日量として体重１kg当たり10mg以下の量を静脈内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前３日間又は食用に供するために搾乳する前48時間
（略）	（略）	（略）	（略）
注　１～20　（略）			

改正前			
別表第１（第２条、第４条及び第５条関係）			
動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
（略）	（略）	（略）	（略）
マルボフロキサシンを有効成分とする注射剤	（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）
注　１～20　（略）			

附　則

この省令は、公布の日から施行する。